

2019年度 早稲田大学大学院法務研究科
学部3年次生特別入試枠
「人材発掘」入試法学既修者認定試験
刑 法
(出題の趣旨)

【出題の趣旨】

問題1

第1問は、正当防衛と共犯に関する事例問題である。

正当防衛の成立要件中、とくに急迫性と防衛行為の相当性判断が求められるとともに、共同暴行が実行者にとって正当(過剰)防衛として行われた際の共同正犯者の扱いを理論的な観点から説明し(※)、さらに、先行行為(第1暴行)と後行行為(第2暴行)の関係性(一体か分断か)と暴行の共謀の射程を問う問題である。最決平成4・6・5刑集46巻4号245頁、最判平成6126刑集48巻8号509頁等が参考になる。とくに、※の点について、本問では、侵害の予期すら欠く乙にとっては、Aからの急迫不正の侵害に対する防衛行為に当たるが、侵害を予期しただけでなく積極的加害意思がある甲については、急迫性等の正当防衛の要件を満たさないことを論じる必要がある(なお、正当防衛を利用した間接正犯であると構成してもよい)。

問題2

第2問は、犯人隠避罪の「隠避させた」の意義を説明する問題である。

103条の隠避とは、(同条規定の)「蔵匿」以外の方法により、官憲の発見、逮捕を免れさせる一切の行為と定義される。具体例としては、犯人に逃走資金や逃走手段となる自動車等を提供した場合や犯人の所在について警察官に虚偽の陳述をした場合等の犯人の身柄の確保を妨げる行為が挙げられるほか(隠匿場所を提供して匿う場合は蔵匿に当たる)、とくに隠避に当たるか否かに争いがあるのは、既に逮捕された犯人の身代わりとして出頭する行為(最決平成元・5・1刑集43巻5号405頁参照)があり、本罪の保護法益や性質をどう捉えるかが解釈に関係することを説明することが求められる。

以上